平成２８年（フ）第４１８号
千葉県市原市五井3406番地　山田アパート
債務者　村杉　　誠（旧姓幸坂）
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４２４号
千葉市美浜区真砂４丁目４番11棟601号
債務者　吉田　美紀（旧姓長沼）
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１００号
岐阜市宇佐南１丁目４番３―604号　（ハイツ南）
債務者　杉本　　修
1　決定年月日時　平成28年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１３号
京都府船井郡京丹波町富田蒲生野155番地10
債務者　山形　幸次
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第８４号
福岡県小郡市三沢5000番地３　三沢ハイツＢ―103号、前住所福岡県三井郡大刀洗町大字山隈1484番地23
債務者　篠原　義則
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１９２６号
大阪府寝屋川市香里新町３番13号（305号）、前住所大阪府寝屋川市香里新町25番14　304号
債務者　たこあんことあさり本舗ことなにわ本舗こと　壷坂　勝己
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９５３号
大阪府豊中市熊野町２丁目７番30号
債務者　村上　富浩
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８８号
東京都八王子市北野町574番地16
債務者　平山恵美子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１６５号
静岡市葵区瀬名３丁目51―204号
債務者　川口　　明
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月１日午前11時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７７号
静岡県島田市金谷栄町347番地の６
債務者　黒田奈央子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月１日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３２号
静岡県御前崎市宮内1191番地の７　アメニティーハイツＫ棟
債務者　熊澤　　恵
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第９７５号
千葉県市原市東国分寺台１丁目８番地５　ハイツトニーワンＢ104
破産者　吉田　良治
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１９８号
千葉県市川市八幡１丁目３番15号
破産者　稲葉　雄一
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２６号
千葉市中央区都町１丁目32番３号　レオパレスブルーカナリア103号
破産者　眞田　秀治
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１５６号
千葉県市原市東国分寺台１丁目８番地５　ハイツトニーワンＢ104
破産者　吉田メリーアンこと　吉田メリーアンナラグ
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１６０号
千葉市中央区浜野町1025番地11　レオパレスフラン106号
破産者　積田　喜寿
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２２号
山梨県甲府市徳行３丁目９番25号
破産者　あいぷろじぇくと合同会社
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係